

区自治会・災害対応マニュアル

2023/2/5 改訂

1. はじめに

このマニュアルは、地震災害発生時に於ける区・自治会の防災委員の対応を想定したものである。特に、地震発生時から地域の区・自治会避難所(旧一時避難所、以下、集合場所)での安否確認や避難行動要支援者の避難支援を中心に規定する。また、地域には自主防災組織が結成されていることを前提としている。

なお、風水害や土砂災害についても、このマニュアルを参考にして対応する。



☞参考 <区自治会・災害時対応と避難の流れ>

2. 自主防災会委員の役割

自主防災委員は、**震度5弱以上**の地震が発生した場合、または自主防災会長(以下、会長)の指示があった場合、自分と家族の安全を確保してから、集合場所に集まり、会長を中心に次の点を速やかに協議し対応する。対応は、前年度班長や集まった住民の協力を得ながら行う。

なお、感染症の流行時は、3密を避けて手洗い・消毒・マスク着用等を徹底することに留意しての対応が望まれる。

- 火災発生や家屋損壊などによる負傷者や生き埋め者等の確認
- ライフライン(電気・ガス・水道・通信)の状況の把握
- 安否確認を実施するかどうかの判断と安否確認方法の検討
- 住民への避難呼び掛けの判断
- 避難行動要支援者への対応
- 富士が丘連合自治会・災害対策本部(以下、本部)への状況報告と情報共有
 - 防災無線や携帯電話が使用できない時は、2人1組の担当者を選し、「自治会避難所」を開設したと災害の状況を本部に報告する。
 - 安否確認の結果、病人・怪我人の情報、火災や建物被害の状況等を報告する。
- 市指定避難所の開設状況の把握(開設されたら、本部から連絡がある)
- 会長の役割

会長は、緊急案件の対応がない場合、もしくは解消された場合、副会長に指揮を委任し、補佐役の担当者2名(防災役員1名を含む)を伴って富士が丘コミセンに急行して、「災害対策本部」の設置に取り掛かる。

★ いずれの役も当該担当者不在の場合は、集合したメンバーで話し合って代行者を決める。

特に平日の昼間等に発生すると役員の集合は難しい面があり、臨機応変に対応することが望まれる。

3. 火災や家屋損壊による負傷者や生き埋め者が確認された場合

- 消防署(119番)への通報
- 初期消火活動
- 周辺住民への周知と集合場所への避難の呼び掛け
- 怪我人や生き埋め者の救出などの対応

4. 初期消火活動

近くのごみステーションにある消火器を持って、火災現場に急行し、初期消火活動を行う。消火器は、一本でも多く集めることが消火に役立ちます。

- 大声で火事を近隣に知らせ、119番通報を行う
- 大声で逃げ遅れた人がいないかを確認する
- 近所の方の協力を得て消火器(ゴミステーション等にある)をかき集めて

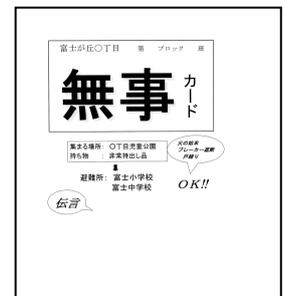


初期消火に努める。同時並行して、逃げ遅れた人の救助や避難支援を行う

- 多くの協力者がいるときは、バケツリレーでの消火も検討する
- 油火災の場合、濡れた毛布やシーツなどを被せることも有効
- 天井に炎が達するようになったら、初期消火は諦めて避難する

5. 安否確認が必要な場合 ☞ 区自治会・安否確認マニュアル

- 住民への避難と無事カード掲出の呼び掛け(拡声器などによるアナウンス)
- 無事カードの掲出確認を行い記録する
 - 集まった班長で手分けして実施する
 - カード不掲出の場合は、インターフォンで状況を確認する
 - 救出が必要な場合は、次項の「救出活動」へ
- 安否確認用紙を使用しての安否確認および被害状況の把握
 - 自主防災会は、ブロック別・班別の世帯リストおよび安否確認用紙を防災倉庫に常備しておく
 - 自主防災会は、防災訓練などに合わせて、安否確認の訓練を実施する
- 避難行動要支援者の安否確認
 - 電話や自宅訪問により確認する
 - 避難支援の実施
 - 要支援者リストは、会長(地区によっては、副会長・防災委員・班長)、民生委員が持っている



6. 救出活動

救出活動は、**安全を第一にして可能な範囲で、出来るだけ多くの人の協力を得て実施する。**
なお、避難行動要支援者の場合は個人計画(マイプラン)を参考にする。

- 大声で近隣に知らせ、必要に応じて119番通報を行う

- 近所の方の協力を得ながら、安全第一で行う
- 必要器材： ジャッキ、金てこ、ハンマー、バール、ツルハシ、角材、ロープ、毛布など

以下の状況に応じて対応する。

- (1) 屋内への入口（玄関等）が施錠されていない場合
 - 屋内へ入り大声で声掛けをしながら、居住者の居所を捜し救出する
- (2) 屋内への入口（玄関等）が施錠されている場合
 - 外から家屋内の様子を伺い状況を調査
 - 家屋内で被災されていると判断した場合、家屋内への進入を試みる
消防や警察へ救援を要請する。救援が来れない場合、窓ガラスを割って進入する。
 - 大声で声掛けをしながら、居住者の居所を捜し救出する

7. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 要支援者への主な支援

支援者は、要支援者毎に定められた個別支援計画（以下、マイプランと記載）に記載された支援者を中心に支援を行う。支援者自身が被災したり留守の場合、周りの方で協力して支援にあたる。なお、マイプランを作成していない要支援者に対しても、可能な範囲での支援を行う。

① 情報伝達

風水害や土砂災害の恐れがあり、行政から「避難指示」や「高齢者等避難」が発令された場合、視聴覚障害者や情報入手が困難な要支援者に災害の発生や避難情報等が発令されたことを伝える。特に、一人暮らしの視聴覚障害者への配慮が必要である。

② 避難支援

自宅の損壊や避難情報等の発令により、自宅に留まることができない場合、一人暮らしや家族の支援のみでは避難が困難な要支援者に対して、避難所等安全な場所への移動を支援します（歩行が困難、歩けるが誘導が必要な要支援者）

●マイプランに記載されている内容は次の通りであり、詳細は名簿管理責任者が保管している。また、支援に必要な一部の情報（下記の上2行）は、マイプランに記載された支援者も共有している。

- ・連絡先情報、緊急時の情報伝達方法、避難支援者（隣人支援者や班長）の情報
- ・避難方法及び避難時携行機材、避難時配慮事項
- ・家族情報、居住建物情報、要支援情報、身体の情報、利用中の富士医療サービス
- ・突起事項・留意事項など

●必要器材： 車イス、リヤカー、担架、おんぶ紐、ロープ、毛布、予備の無事カードと黒マジックなど（緊急時は台車も役に立つ）

- これらの器材が要支援者宅に常備されていることが望ましいが、自主防災会でも備品として備えておきましょう

- **避難支援は、一人ではなく周りの方の協力を得て最低でも2～3人で行いましょう**
- 避難支援は、マイプランに沿って行うことが原則であるが、その時点の状況(災害の状況、天候、要支援者の身体の状態等)により避難支援者で協議して実施しましょう。また、担当班長が事情があり支援ができない場合は、前年度の班長に代行を依頼することも検討しましょう
- 要支援者宅の世帯全員が避難する際は、戸締り・火の用心・ブレーカー遮断を行い、無事カード(避難先や連絡先を記入)を掲示しましょう
- 避難支援者は、要支援者を避難所へ避難支援した際、避難所のスタッフへ要支援者の状況を伝える
- 避難支援者は、要支援者の避難支援が終了した場合、地区の防災会長(名簿管理責任者)に報告する(要支援者名、避難先、日時、状況などについて書式を使用して行う)
- 避難支援者は、要支援者が「在宅避難」している場合、定期的に訪問したり、必要な支援物資を届けること等も心掛けましょう

(2) 避難支援者の支援範囲と責任

- 災害発生時には、避難支援者も被災する等で避難支援などができない場合や避難支援が遅れる場合もあり得る(支援者本人や家族の安全確保が優先)
- 要支援者の避難支援は、あくまでも善意の助け合いによるものであり、支援を確約しているものではなく、避難支援の法的な責任や義務を負うものでもありません
- 避難支援中に事故が発生した場合、避難支援者に悪意または重大な過失がない限り原則として責任は問われない

8. その他の対応(必要に応じて)

- 危険箇所(土砂崩れ、倒れたブロック塀等)へのトラロープ等で立ち入り禁止措置の実施
- 掲示板やテントの設営、寒さや暑さ対策、仮設トイレの準備
- 怪我人の応急手当
- 飲料水や食糧の確保、配給、炊き出しの準備
- 市指定避難所(富士小学校・富士中学校)の開設確認と避難経路の検討
- 集まった住民のその後の行動支援

自宅が被災していない世帯(自宅で生活できる場合) → 帰宅する(在宅避難)

在宅避難でも救援物資の配給などの支援は受けられることを伝える。

自宅が被災している世帯(自宅で生活できない場合) →

① 被災地外の親戚や知人宅へ(縁故避難)

② 市指定避難所へ一緒に向かう。または、広域避難場所へ向かう

★ **高齢者・障害者**は、ひとまず市指定避難所に行き、その後福祉避難所へ向かいます

状況が膠着、または余震が続いている場合 → そのまま集合場所に留まる

- ペットの同行避難について

避難所の状況が落ち着くまでは、ペットはひとまず自宅に留め置くことが望まれます

- 平常時から、次の点について繰り返し住民へ呼びかける
 - 避難時の無事カードの掲出とブレーカーの遮断(特に、停電時)
 - 避難は、必ず集合場所に集まる(特に指示があればその場所へ)
 - 直接、市指定避難所へ行かずに、安否確認を受ける

(避難所は、必ず開設されるとは限りません。地域の状況や避難所自体の安全が確認されるまでは、開設されないで、勝手に押しかけないことが重要です。)

9. 避難所の種類と役割

(1) 区・自治会避難所(集合場所)

災害時の危険を回避するために、市指定避難所に避難するまでの地域住民の安否確認場所として、一時的に建物の倒壊や火災等の危険から安全を確保する場所として開設、利用されるのが本来の役割です。

場所は、各自治会が独自に公園や集会所などを指定しています。この避難所は、災害直後から住民だけで開設できる避難所です。

市指定避難所は、次項でも述べているように施設の安全を確認した上で施設担当者と三田市が地域の状況を踏まえて開設されることになっています。富士が丘は、約 2000 世帯、約 5100 人が暮らすまちです。これらの住民の内たった 1 割の人々が避難所である学校に押し寄せただけでも、体育館はすぐさまパンクしてしまいます。パニック状態にでもなれば人的被害の発生は目に見えています。

災害が起こったら、学校よりもまず各地区の自治会避難所に集合するように、日頃から指導しましょう。

(2) 市指定避難所

富士が丘地区では、富士小学校と富士中学校が指定されています。災害が限定的な場合は、市民センターのみ開設される場合があります。地震の場合は、避難所自体も被災する可能性があることから、建築士などによる「応急危険度判定士」による**安全の確認後**となります。

これらの避難所は、施設担当者と三田市が**地域の状況を判断して開設されます**。

三田市の方針では、避難所開設の原則は、地震発生時は小・中学校を当日中に開設としており、水害の場合は土砂災害発生時のルールの中で必要に応じて小学校のみ開設することになっている。また、地震時の中学校開設は、ウッディ・フラワーは震災被害が少ないと想定されているので、中学校は開設されない可能性が高い。

避難所運営は、当初の 3 日間は三田市と地区が協力して運営し、4 日目から外部支援が入ってくると想定されています。また、避難所の運営は、市から派遣の 3 名程度と自治会役員で役割を決めて行うことになる。

(3) 広域避難場所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、主に地震災害時の延焼に備えて、市民の安全を確保するための大規模な避難所であり、近くでは深田公園が指定されています。

(4) 福祉避難所

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある障害者、要介護者等を一時的に受入する避難所であり、総

合福祉センターやひまわり特別支援学校(富士小および富士中内にある)等が指定されています。

(5) 救護所

病人や怪我人の応急手当等の医療活動を行う場所であり、富士が丘地区では、富士中学校が設定されています。

10. 関連規約マニュアルなど

(1) 災害時対応体制とマニュアル

☞ 富士が丘・災害時対応体制とマニュアル.docx

(2) 安否確認マニュアル

☞ 区自治会・安否確認マニュアル.docx

(3) 安否確認用紙

☞ 区自治会・安否確認用紙.docx

(4) 安否確認シート

☞ 区自治会・安否確認シート.xlsx

(5) 避難行動要支援者名簿の管理

☞ 区自治会・避難行動要支援者名簿管理規約.docx

☞ 様式1 市との協定書内容確認署名簿.docx

(6) 避難行動要支援者個別支援計画(マイプラン)の作成関連

☞ 区自治会・避難行動要支援者個別支援計画作成ガイドライン.docx

☞ 様式2 避難行動要支援者の個別支援計画表[富士が丘].xlsx

☞ 区自治会・避難行動要支援者個別支援計画管理規約.docx

☞ 様式3 マイプラン廃棄記録簿.docx

11. 改訂履歴

2021年1月17日 初版制定(富士が丘連合自治会会長会で承認)

2023年2月5日 改訂(要支援者支援などの対応を拡充)

以上